

## 自然環境の保全

### 第1節 環境対策の推進

---

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進
- (3) 環境調査の充実
- (4) 環境保全への意識啓発

### 第2節 ごみの減量化・再利用

---

- (1) ごみ減量化の推進
- (2) 分別収集の推進
- (3) 資源再利用の普及・啓発
- (4) 収集運搬体制の充実

### 第3節 自然の保全と 計画的な土地利用

---

- (1) 自然の保全の推進
- (2) 計画的な土地利用の推進
- (3) 緑化の推進

### 第4節 河川の保全・活用

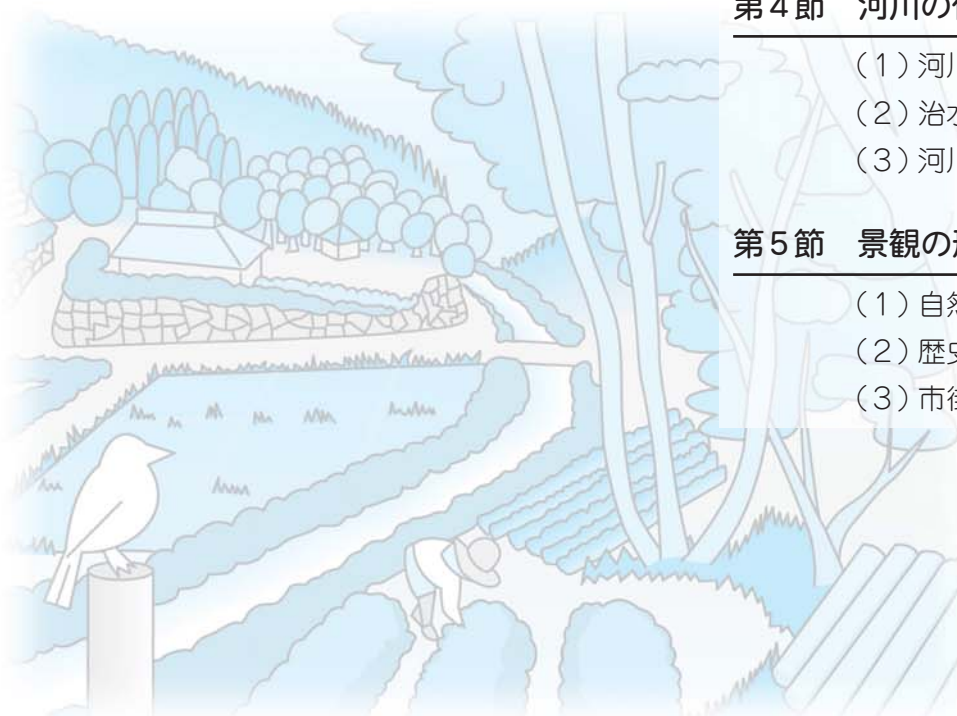
---

- (1) 河川環境の保全
- (2) 治水対策の促進
- (3) 河川愛護の意識の高揚

### 第5節 景観の形成・保全

---

- (1) 自然・地形を活かした景観形成
- (2) 歴史的、文化的な景観の保全
- (3) 市街地における景観形成



# 第1節 環境対策の推進

## 現況と課題

環境問題は、廃棄物問題から地球温暖化問題まで極めて多岐にわたり、私たち一人ひとりの社会生活に深くかかわっています。

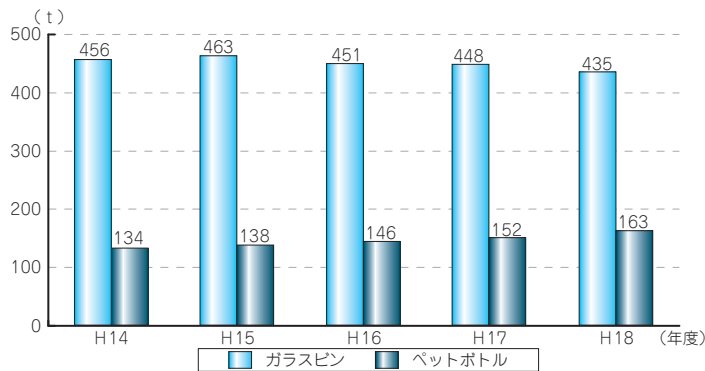
これらの環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する考え方や認識を改め、自ら進んで行動をおこす必要があります。

市民意識調査では、自然環境の保全について3人に1人が重視すべき施策としており、市民の自然環境への意識の高さがうかがえます。

このため、良好で快適な環境の保全と創造を目指した「渋川市環境基本条例」に基づく、「環境基本計画」・「地球温暖化対策実行計画」を推進し、自然との共生による暮らしやすい快適な都市環境の形成に努めるとともに、市民の環境保全意識の向上を図るため、更なる周知を行う必要があります。

また、地域や市民の良好な環境を保全するために、市民や事業者などの理解と協力を得るとともに、施設などの整備とあわせて、河川の水質調査など環境調査や監視指導体制を充実する必要があります。

### 分別収集の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興組合



市民環境大学

### 市民意識調査



- 山にごみを捨てないようにしたい。

# 基本方針

市民が快適な生活を送れる生活環境と自然環境の保全に努め、環境に配慮した取り組みや、環境問題意識の啓発を推進します。

## 施策の展開

### (1) 環境基本計画の推進

「渋川市環境基本条例」に基づき、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「環境基本計画」を推進します。

### (2) 地球温暖化対策実行計画の推進

本市の事務・事業などに伴う温室効果ガスの排出を抑制し、本市も一事業者・一消費者として率先して地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策実行計画」を推進するとともに、市民や事業者についても地球温暖化対策への取り組みについて理解と協力を求めています。

### (3) 環境調査の充実

大気、水質や騒音などの的確な状況把握に努めるため、分析機器などの整備を図りながら、環境調査や各種事業場の排水、騒音、振動の規制基準遵守調査などを行います。

### (4) 環境保全への意識啓発

良好な環境を保全するため、市民・事業者・行政が一体となって環境保全意識の啓発や活動への参加を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
エコ・リーダー*1の認定者数	125人	200人

\*1 エコ・リーダー：環境に関する市民意識の高揚を図るため、地域の環境保全の先導役です。

## 第2節 ごみの減量化・再利用

### 現況と課題

「容器包装リサイクル法\*1」に基づき容器包装廃棄物の分別収集が実施されるなど、リサイクルへの取り組みが推進されています。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るために、暮らしの中でごみを減らし、資源をできるだけ再利用し、環境にやさしい暮らしに変えていくことが求められています。

本市では、吉岡町、榛東村とで構成している渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」）でごみ処理を共同で行っています。

容器包装廃棄物については、市がペットボトル、ガラスびんの分別収集を実施し、広域組合のリサイクルセンターで選別、圧縮、梱包された後に、リサイクル業者へ引き渡されます。

また、一般廃棄物の処理については、毎年度、広域組合と構成市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定し、この計画に基づき、収集した廃棄物を広域組合清掃センターへ運搬し共同で処理しています。

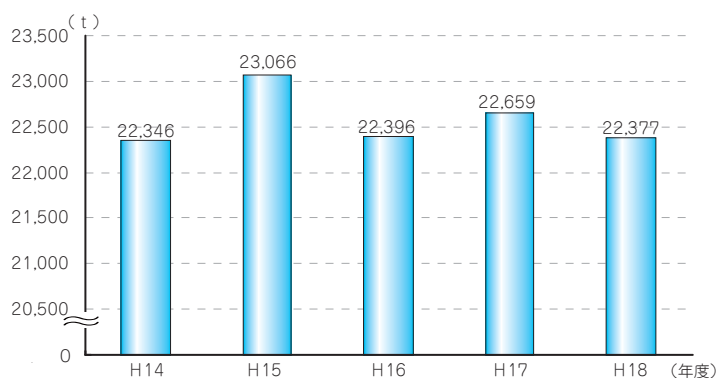
資源ごみ集団回収では、地域コミュニティ組織や育成会などの126団体が登録し、資源となるごみの回収に取り組んでおり、市では回収量に応じた報奨金を交付することで活動を促進しています。

さらに、資源循環型社会\*2の構築に向け、資源の再利用の意識の高揚や周知のため、環境美化団体の協力により、処理が難しい古タイヤやバッテリーの回収などリサイクルをテーマにした環境まつりを実施し、多くの市民が参加しています。

また、廃食用油を回収して精製したバイオディーゼル燃料を、公用車に活用した菜の花エコ・プロジェクトの取り組みを活かし、地球温暖化対策にも貢献するバイオマスエネルギー\*3の利用を推進する必要があります。

今後は、ごみの減量に向けた事業の充実やリサイクルのさらなる普及や推進など3R運動\*4への取り組みのほか、「一般廃棄物処理計画」に基づいた適正な排出指導と収集運搬体制の充実が求められています。

#### 家庭ごみ排出量の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興組合



廃タイヤ有料回収

#### 市民会議の提言



市民が  
できること

- ごみのないまちづくりに市民が積極的に協力する。

#### 市民意識調査



- 分別の充実やリサイクルの充実をしてほしい。

# 基本方針

市民生活の良好な環境を保全し、資源循環型社会の構築に向け、資源再利用の普及や啓発を推進し、家庭や事業場から排出されるごみの発生抑制と減量化を図ります。

## 施策の展開

### (1) ごみ減量化の推進

広報紙や出前講座などを通じて、市民に対してごみの減量化に向けた周知活動を推進し、環境美化推進協議会を中心とする地域活動の推進を図ります。

また、家庭からの生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機等購入補助制度の周知を図ります。さらにレジ袋の利用を抑制するためマイバッグの普及に努めます。

### (2) 分別収集の推進

限りある資源を有効利用するため、分別収集のあり方について市民の意識の高揚と啓発を図り、ごみの実態に即したプラスチック容器などのリサイクル化への推進体制を広域組合との連携の中で構築します。

### (3) 資源再利用の普及・啓発

地域の団体などが主体となり、有効利用のできるごみを回収することにより資源化し、ごみ減量化を図るとともに、市民意識を高めるための啓発を行い、地域の団体などの回収活動を支援します。

また、環境まつりを市民のリサイクル意識の向上を図るための事業と位置付け、さらなる事業内容の充実を図ります。

さらに、菜の花エコ・プロジェクトの成果を踏まえ、バイオマス資源などを利用した資源循環を推進します。

### (4) 収集運搬体制の充実

市民生活の良好な環境保全を図るため、家庭ごみの適正な排出指導と収集運搬体制を整え、住み良い地域づくりを推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
家庭ごみからの資源ごみ回収率	16.4%	20.0%
一人1日当たりのごみ排出量	720g	684g (5.0%減)

- \*1 容器包装リサイクル法：ペットボトルなど容器包装廃棄物の排出量削減とリサイクルを目的とした法律で、消費者が分別排出し、市町村が分別収集して、事業者が再商品化（リサイクル）することを定めています。ガラスビンなどの他に紙製容器包装やプラスチック製容器包装がありますが、その回収については市町村に委ねられています。
- \*2 資源循環型社会：廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、限られた地球資源の消費を抑制、有効利用し、環境への負荷ができる限り低減される社会。将来世代のため、資源や地球環境を大切に社会です。
- \*3 バイオマスエネルギー：家畜排泄物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源（バイオマス資源）を利用した再生可能なエネルギーです。
- \*4 3R運動：「リデュース（廃棄物の発生抑制）」・「リユース（再使用）」・「リサイクル（再資源化）」の英語の頭文字「R」をとって3Rと言っている循環型社会を目指すキーワードです。

## 第3節

# 自然の保全と計画的な土地利用

## 現況と課題

自然とのふれあいを大切にしようとする自然志向の高まりや、自然環境を保全しようとする気運が高まっているなか、豊かな緑や清らかな水辺は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらす空間として、ますます重要視されてきています。

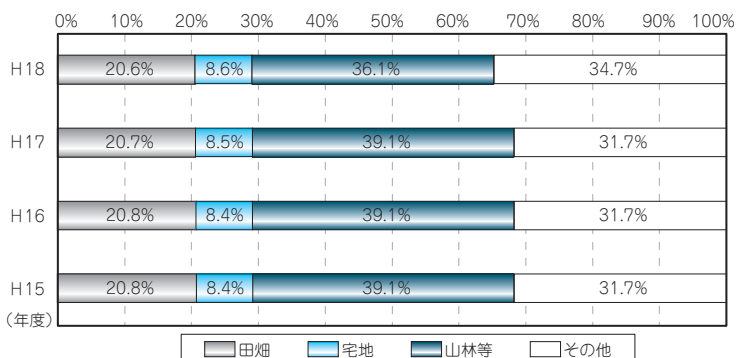
本市は、緑豊かな山々に囲まれ、赤城、榛名、子持、小野子山系の森林や、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川の水辺などには、数多くの動植物が生息し、貴重な自然を多く残しています。

しかし、様々な開発に伴い、緑地が減少し、河川水質が悪化するなど豊かな自然環境が損なわれつつあります。

このことから、豊かな自然の保全と都市の健全な発展、秩序ある整備を図るため、本市の土地利用の一体性、整合性の観点から、自然的土地利用と都市的土地利用の調和のとれた土地利用の基本的な方針を立てる必要があります。

また、自然志向の高まりを背景に、市民の参加による自然環境保全活動の推進が求められます。

### 地目別土地利用の推移



資料：土地に関する概要調査報告書



(都) 金井新町高源地線

### 市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- 荒れた私有林の整備にボランティアを募り、保全を図りたい。

### 市民意識調査



- 緑と水のまちであることを活かしてほしい。
- 一地域に一箇所全国に自慢できるような木を育てる。
- 花を植えるなど市街地の緑を増やす。

# 基本方針

自然の保全と土地の一体的・計画的利用を行うため、土地利用の基本的な方針を策定するとともに、市民参加による自然環境保全活動を推進します。

## 施策の展開

### (1) 自然の保全の推進

豊かな自然資源やそれぞれの地域における地域特性などの実態把握を行い、本市としての土地利用の方針を定め、無秩序な開発に伴う土地利用を防ぐとともに、適正な土地利用を図ります。

### (2) 計画的な土地利用の推進

長期的展望に立った本市の将来像を見据え、自然的土地利用と都市的土地利用との整合性のとれた土地利用の基本的な方針を立てるため、都市計画区域\*1と用途地域\*2の再編を進め、都市計画マスタープラン\*3を策定し、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

### (3) 緑化の推進

市民に苗木の交付などを行うとともに、公共施設などに植栽し、緑あふれる環境づくりを進めます。

また、花いっぱい運動など、各種団体が取り組む緑化事業に対して積極的な支援を行います。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
都市計画区域再編	未実施	完了

- \*1 都市計画区域：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域です。
- \*2 用途地域：住宅地としての生活環境を守ることや、商業・その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた地域のことです。
- \*3 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2の規定に基づく計画で、土地利用や道路、公園・緑地などの整備、自然環境の保全など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示すものであり、今後の都市計画の見直しや都市基盤施設の整備を進める上での指針となるものです。

## 第4節 河川の保全・活用

### 現況と課題

本市の河川は、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川と、これに合流する数多くの支流とで形成され、河川の管理は、一級河川\*1、二級河川\*2、普通河川\*3などの区分に応じて、国・県・市により行われています。

市では、これまで護岸整備や転落防護柵の設置など安全対策を進めてきましたが、転落防護柵の老朽化などにより安全性が危惧されている箇所があり、安全性の確保とともに景観に配慮した整備が求められています。

また、普通河川などについて、護岸整備や安全対策が遅れている箇所も多くあることから、県の河川事業や砂防事業と連携を図りながら、環境整備も含めた治水対策が必要となっています。

さらに、家庭からの生活雑排水などの流入やごみの投棄などにより、河川環境の悪化が懸念されているため、汚水処理施設の普及などの生活排水対策や環境保全対策を行うとともに河川愛護の意識啓発が必要とされています。



護岸整備された平沢川

#### 市民意識調査



- 川をキーワードにしたまちづくりをしてほしい。



# 基本方針

自然とのふれあいの場として河川環境の保全に努めるとともに、安全を確保するため治水対策を促進します。

## 施策の展開

### (1) 河川環境の保全

河川沿いに残存する自然環境の保全を行うため国や県と連携を図り、市民の憩いの場としての水辺環境を活かした潤いのある空間の整備に努めます。

### (2) 治水対策の促進

市街地の河川については、安全性の確保と景観に配慮した転落防護柵などの整備を進めるとともに、親水性を持たせた治水対策を促進します。

### (3) 河川愛護の意識の高揚

河川環境の実態把握を行うとともに、河川美化と河川愛護意識の高揚を図るため河川愛護団体などと連携し、河川清掃やごみ投棄の防止を呼びかけます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
一級河川平沢川における河川環境整備済延長 ( )内は、整備済延長に対する整備率を表しています。	117m (3.5%)	2,900m (86.6%)

- \*1 一級河川：国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものに關わる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- \*2 二級河川：一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な關係があるものに關わる河川で都道府県知事が指定したものです。
- \*3 普通河川：「河川法」に基づく指定を受けない河川を、一般に総称して普通河川と呼びます。普通河川の管理は市町村の公共物管理条例により、市町村が行っています。

## 第5節 景観の形成・保全

### 現況と課題

本市は、東に赤城山、西に榛名山、北には子持山、小野子山と、三方が標高1,000m級の山々に抱かれた地であり、市域のほぼ中央を利根川、吾妻川が流れ、山地と河川が織り成す雄大な自然景観に恵まれ、屋敷林や防風林のような農村地域を代表する景観、また白井宿に代表されるような歴史的に価値のある街並みも残っており、これらは将来に残すべき貴重な景観となっています。

しかし、こうした貴重な景観が、建物の色や構造、また無秩序に設置される看板などにより損なわれる恐れがあります。

このため、これまで渋川地区の四ツ角周辺土地区画整理事業において、ふるさとの顔づくりモデル事業の指定を受け、新築建物の色や構造について一定の制限を行い、また、子持地区の白井宿では、通りに面していた電柱を移設するなど統一観のある街並みづくりに取り組んでいます。

さらに、これら貴重な景観の保全や活用については、平成17年度に施行された「景観法」により、地域の特性を活かし市独自で行うことが可能になりました。

今後、素晴らしい景観に配慮しつつ、大切な資源を維持していく取り組みが必要であるとともに、市が独自に景観の保全や活用を行うため、「景観法」に基づく景観行政団体\*1への移行も視野に入れた検討を行う必要があります。



白井宿の歴史的な街並み景観

#### 市民意識調査



- 自然の景観を損なわないよう建物規制をしてほしい。

# 基本方針

街並みの個性や美しさを高め、「ふるさと」を感じさせるような景観の形成・保全を図ります。

## 施策の展開

### (1) 自然・地形を活かした景観形成

山地と河川が織り成す雄大な自然や地形などの恵まれた環境を活かし、「ふるさと」を大切にしたい景観形成を図ります。

また、「景観法」に基づく景観行政団体への移行も視野に入れながら市域の具体的な景観計画などを検討します。

### (2) 歴史的、文化的な景観の保全

長い歴史と文化の中で育まれた子持の白井宿や伊香保の温泉街のような街並みについては、行政と市民が一体となった保存のための活動を推進し、歴史的、文化的な景観の保全を図ります。

### (3) 市街地における景観形成

市街地の魅力を高めるため、緑などに配慮した都市景観の形成を推進するとともに、市民意識の啓発を図ります。また、行政と市民の協力のもと、街並みや家並みの景観整備や、電線の地中化を促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市街地 (用途地域内) における緑地面積	20.7ha	21.2ha
電線地中化延長	1,880m	3,000m

\*1 景観法に基づく景観行政団体：景観行政団体の承認を受けた市町村は、景観づくりを進めるために、景観法の仕組みや支援措置などを活用して、地域の特性に応じたきめ細かな規制や誘導方策に取り組むことができます。